無形文化遺産の保護に関する第13回政府間委員会の 概要と課題

二神葉子

1. はじめに

UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約(略称:無形文化遺産保護条約)の締約国は、2018年5月11日、ソロモン諸島の同条約の批准により178カ国¹⁾となった。日本では、2018年11月29日に「来訪神 仮面・仮装の神々」が人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(以下、代表一覧表)に記載され、記載決議の様子をパブリック・ビューイングで見つめるナマハゲの様子がテレビや新聞で報道される²⁾など、近年、無形文化遺産が大きなニュースバリューを得ているが、このような関心の高さが日本のみにとどまらないことが、締約国数の多さからも想像できるだろう。しかし、この世界的な注目度の高さにより引き起こされた課題も表面化している。

ところで、代表一覧表への記載をはじめとした、無形文化遺産保護条約の履行状況に関する審議が行われるのが「無形文化遺産の保護に関する政府間委員会(以下、政府間委員会)」で、これまでに13回が開催されている。ここでは、2018年11月~12月に開催された第13回政府間委員会について、その概要と、政府間委員会での議論から見出された、政府間委員会及び無形文化遺産保護条約の履行における課題について述べる。

2. 無形文化遺産保護条約第13回政府間委員会

無形文化遺産保護条約第13回政府間委員会は、2018年11月26日~12月2日、Swami Vivekananda International Convention Centre (SVICC)(ポートルイス、モーリシャス)で開催された。議長はモーリシャス芸術文化大臣のH.E. Mr. Prithvirajsing Roopun、委員国の中からUNESCOの選挙グループごとに1カ国ずつ³)が選ばれる副議長国はキプロス、アルメニア、グアテマラ、フィリピン、レバノンであった。全ての議事を記録・報告するラポラトゥールはMs. Gabriele Detschmann(オーストリア)が務めた。政府間委員会で議決権のある委員国は、締約国会議で全締約国の中から24カ国が選ばれる。委員国の任期は4年間で、隔年(西暦の下1桁が偶数の年)で開催される締約国会議で半数が改選される。2018年6月4日~6日に開催された締約国会議で、日本を含む12カ国の委員国が新たに選出された。今回の政府間委員会の委員国は下記のとおりである(英語のアルファベット順、下線は2018年から加わった委員国)。

選挙グループ I (西欧及び北米地域):オーストリア、キプロス、オランダ 選挙グループ II (中・東欧地域):アルメニア、アゼルバイジャン、ポーランド 選挙グループ \mathbb{I} (ラテンアメリカ・カリブ地域): コロンビア、キューバ、グアテマラ、<u>ジャマイカ</u> 選挙グループ \mathbb{I} (アジア太平洋地域): 中国、<u>日本、カザフスタン</u>、フィリピン、<u>スリランカ</u> 選挙グループ \mathbb{V} (a) (アフリカ地域 4): <u>カメルーン</u>、<u>ジブチ</u>、モーリシャス、セネガル、<u>トーゴ</u>、ザンビア

選挙グループ V(b) (アラブ地域): クウェート、レバノン、パレスチナ

第13回政府間委員会の議題は表 1 に示す22件である。本稿では、このうちのいくつかに関してその議論の概要を紹介する。

表 1 無形文化遺産保護条約第13回政府間委員会 議事一覧

議題番号	議題名称
1.	Opening (開会)
2.	Adoption of the agenda (議事の採択)
3.	Observers (オブザーバー)
4.	Adoption of the summary records of the twelfth session of the Committee (第 12 回政府間委員会議事概要の採択)
-	Report of the Chairperson of the Committee on the Bureau activities (ビューローの活動についての議長報告)
-	Report of the Non-Governmental Organizations Forum (NGO フォーラムの報告)
5.	Report by the Secretariat on its activities (事務局による活動報告)
6.	Intangible Cultural Heritage Fund: voluntary supplementary contributions and other issues (無形文化遺産基金への自発的な追加的貢献及びその他の課題)
7	Reports of States Parties (締約国の報告)
7.a	Examination of the reports of States Parties on the implementation of the Convention and on the current status of elements inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (条約履行及び代表一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告審議)
7.b	Examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding (緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告審議)
7.c	Reports of States Parties on the use of International Assistance from the Intangible Cultural Heritage Fund (無形文化遺産基金からの国際的援助の使用に関する報告)
8.	Reform of the periodic reporting mechanism (定期報告の改革)
9.	Issues concerning the follow-up of inscribed elements on the Lists of the Convention (条約の一覧表に記載された案件のフォローアップに関する課題)
10.	Report of the Evaluation Body on its work in 2018 (評価機関の 2018 年における業務の報告)
10.a.	Examination of nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding (緊急保護一覧表記載への提案の審議)
10.b.	Examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (代表一覧表記載への提案の審議)
10.c.	Examination of requests for International Assistance (国際的援助の要請の審議)
10.d.	Examination of proposals to the Register of Good Safeguarding Practices (保護のグッド・プラクティスの登録への提案の審議)
11.	Intangible Cultural Heritage in emergencies (緊急事態における無形文化遺産)
12.	Multiple submissions of International Assistance requests (複数の国際的援助要請の申込)
13.	Reflection on the participation of NGOs in the implementation of the Convention(条約の履行における NGO の参加に関する考察)
14.	Establishment of the Evaluation Body for the 2019 cycle (2019 年サイクルでの評価機関の設置)
15	Number of files submitted for the 2018 and 2019 cycles and number of files that can be treated in the 2020 and 2021 cycles (2018 年及び 2019 サイクルに提出された提案書の件数、2020 年及び 2021 年サイクルで取り扱う提案書の件数)
16.	Report of the Informal ad hoc open–ended working group (非公式オープンエンド作業部会の報告)
17.	Follow-up on implementation of the relevant recommendations of the Open-Ended Working Group on the Governance, Procedures and Working Methods of the Governing Bodies of UNESCO (UNESCO の運営組織の運営、手続き及び業務方法に関するオープンエンド作業部会の関連の勧告の履行についてのフォローアップ)
18.	Date and venue of the fourteenth session of the Committee (第 14 回委員会開催時期及び場所)

19.	Election of the members of the Bureau of the fourteenth session of the Committee (第 14 回委員会ビューローメ
20	
20.	Other business (その他)
21.	Adoption of the list of decisions (決議の採択)
22.	Closure (閉会)

2-1 評価機関の活動 (議題10)

緊急保護一覧表及び代表一覧表記載への提案、保護に関するグッド・プラクティスへの選定 (Register of Good Safeguarding Practices、以後、グッド・プラクティス)、及び100,000米ドルを超える国際的援助⁵⁾ の要請の評価の任にあたるのが評価機関(Evaluation Body)である。この評価機関は、さまざまな分野の無形文化遺産の専門家により構成され、6名はUNESCOの各選挙グループから1名ずつの委員国以外の締約国、6名はやはり各選挙グループから各1団体の認定NGOの専門家とされる。第13回政府間委員会での審議に向けての評価機関の議長はMr. John Moogi Omare(ケニア)、副議長をMr. Eivind Falk(Norwegian Crafts Institute)、ラポラトゥールはMs. Eva Kuminková(Czech Ethnological Society)が務めた。第13回政府間委員会の評価機関は以下に示す6名の専門家及び認定NGO 6団体からなる。評価機関の任期は4年で、毎年、全体の4分の1が改選される。以下の評価機関の構成員のうち下線部は、前回の第12回政府間委員会で改選され、新たに評価機関に加わった1カ国の専門家と認定NGO 2団体である。なお、グッド・プラクティスは、第11回政府間委員会までは「ベスト・プラクティス」と称されていたが、第12回政府間委員会からこのように変更された⁶⁾。変更されたのは名称のみで、運用指示書(Operational Directives)上の定義や記載基準等に関する変更はない。

委員国以外の締約国の専門家(Expert representatives of States Parties non-Members of the Committee)

選挙グループ I : Ms. Amélia Maria de Melo Frazão Moreira (ポルトガル)

選挙グループ II: Ms. Saša Srećković (セルビア)

選挙グループⅢ: Ms. Sonia Montecino Aguirre(チリ)

選挙グループIV: Ms. Hien Thi Nguyen(ベトナム)

選挙グループ V(a): Mr. John Moogi Omare (ケニア)

選挙グループ V(b): Mr. Saeed Al Busaidi(オマーン)

認定NGO (Accredited non-governmental organizations)

選挙グループ I: Norsk Håndverksinstitutt / Norwegian Crafts Institute

選挙グループII: Czech Ethnological Society

選挙グループⅢ: Erigaie Foundation

選挙グループIV: Korea Cultural Heritage Foundation (CHF)

選挙グループV(a): The Cross-Cultural Foundation of Uganda (CCFU)

選挙グループ V(b): Egyptian Society for Folk Traditions

1回の政府間委員会における提案書 (nomination file) の審議件数に対しては、2013年の第8回政 府間委員会で、代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的 援助の合計で50件とする上限 (ceiling) が設定されている。2018年の第13回政府間委員会での審議に 関しては、2017年3月31日の締め切りまでに事務局に提出された提案書に対し、50件の審議対象案件 を選ぶために次に示す優先順位?゚が設けられた。まず、2017年サイクルに検討の対象とされた提案書 がない25カ国(同サイクルでの検討のために提案書を提出したものの、50件を上限とされたために検 討対象外となった5カ国(下線)を含む、アルバニア、バハマ、ベラルーシ、カンボジア、中国、ク ロアチア、チェコ $^{8)}$ 、北朝鮮、 $\underline{フランス}$ 、ジョージア、ジャマイカ、 $\underline{日本}$ 、ヨルダン、マレーシア、 メキシコ、オマーン、パキスタン、ポーランド、韓国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、シ リア、タイ、チュニジア) の提案書が最優先で審議対象となった。次いで、優先度[i]として代表一覧 表もしくは緊急保護一覧表への記載、グッド・プラクティスへの選定、100,000米ドルを超える国際 的支援の承認のいずれの経験も有しない締約国からの提案(3件)及び緊急保護一覧表への記載提 案 (4件)、優先度[ii]として複数国による提案で優先度[i]に該当しないもの (6件)、及び優先度[iii] としてこれまでに記載、選定あるいは承認された案件が所定の件数(今回は3件9)を超えない締約 国からの提案(12件)である。これらの提案書は、技術的な不備を解消するための事務局による締約 国への情報要請を経て、50件全てが評価の対象となった。一方、14カ国(アルメニア、ベルギー、ボ リビア、ブルガリア、インド、インドネシア、イラン、イタリア、モンゴル、モロッコ、ペルー、ト ルコ、ウズベキスタン、ベトナム) は提案書を提出したものの、いずれの優先度にも該当せず、2018 年の検討の対象から外れた。なお、これらの締約国については、2年のサイクルの間に少なくとも1 件の提案書を審議対象とできるとの決定¹⁰ に基づき、2019年には最優先でその提案書が審議対象とな

緊急保護一覧表への記載 (議題10.a) へは7件が提案され、記載勧告は5件で、情報照会勧告が2件あったが、政府間委員会では提案された7件全てに対し記載を決議した。

代表一覧表への記載 (議題10.b) については、検討の対象となった40件のうち、記載31 (勧告29) 件、情報照会5 (勧告9) 件で、不記載は決議2 (勧告2) 件であった。情報照会勧告を受けた提案9件のうち事前の取り下げ1件、情報照会5件を除く3件が、政府間委員会での審議を経て記載を決議されている。

グッド・プラクティスへの選定の提案 (議題10.c) については、提案された2件のうち選定が1 (勧告1) 件で、非選定が勧告された1件が事前に提案を取り下げた。

政府間委員会での審議の対象となる100,000米ドルを超える国際的援助(議題10.d)については、要請された1件が承認された(勧告は情報照会)。

議題10で扱われた提案は表 $2-1\sim4$ のとおりで、評価機関の勧告と政府間委員会での決議をあわせて示す。案件名の和訳は筆者による仮訳である。なお、各案件の提案書は、提案書の付属資料である画像や映像なども含め、UNESCOの第13回政府間委員会関連ウェブサイト(https://ich.unesco.org/en/13com)で閲覧可能である。

表2-1 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載への提案案件(7件)

決議案番号	締約国	案件名称	提案書 No.	勧告	決議
13.COM	アルジェリア	Knowledge and skills of the water measurers of the foggaras	1274	情報照会	記載
10.a.1		or water bailiffs of Touat and Tidikelt			
		(トワトとティディケルトのフォガラ*の水の計量			
		に関する知識と技能)*乾燥地帯独特の水路			
13.COM	アゼルバイジャン	Yalli (Kochari, Tenzere), traditional group dances of	1190	記載	記載
10.a.2		Nakhchivan			
		(ヤリ (コチャリ、テンゼレ):ナフチヴァンの伝統			
		的群舞)			
13.COM.10	カンボジア	Lkhon Khol Wat Svay Andet	1374	情報照会	記載
.a.3		(リコン・コル・ワット・スヴェイ・アンデット)			
		* スヴェイ・アンデット寺院周辺で実践される、楽団の演奏			
		と朗読を伴う仮面をつけた男性によるパフォーマンス			
13.COM	エジプト	Traditional hand puppetry	1376	記載	記載
10.a.4		(伝統的な操り人形)			
13.COM	ケニア	Enkipaata, Eunoto and Olng'esherr, three male rites of	1390	記載	記載
10.a.5		passage of the Maasai community			
		(エンキパアタ及びエウノート、オリンゲシェル:マ			
		サイコミュニティの男性のための3つの通過儀礼)			
13.COM	パキスタン	Suri Jagek (observing the sun), traditional meteorological	1381	記載	記載
10.a.6		and astronomical practice based on the observation of the			
		sun, moon and stars in reference to the local topography			
		(スリ・ジャジェック(太陽の観察): 地元の地形を			
		考慮した太陽、月及び星の観察に基づく伝統的な気			
		象及び天体観測に関する実践)			
13.COM 10	シリア	Shadow play	1368	記載	記載
.a.7		(影絵劇)			
			記載	5	7
			情報照会	2	0
			不 記 載	0	0
			取下げ	-	0
			合 計	7	7

各案件の提案書及び添付資料 URL https://ich.unesco.org/en/10a-urgent-safeguarding-list-01012

表2-2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載提案案件(40件)

決議案番号	締約国	案件名称	提案書 No.	勧告	決議
13.COM 10	アルゼンチン	Chamamé	1363	情報照会	情報照会
.b.1		(チャマメ) *フォルクローレの一種			
13.COM 10	オーストリア、チ	Blaudruck/Modrotisk/Kékfestés/Modrotlač, resist block	1365	記載	記載
.b.2	ェコ、ドイツ、ハン	printing and indigo dyeing in Europe			
	ガリー、スロバキ	(ブラウドラック/モドロティスク/ケクフェステ			
	ア	ス/モドロトラッチ:ヨーロッパの糊防染木版藍染)			
13.COM 10	アゼルバイジャ	Heritage of Dede Qorqud/Korkyt Ata/Dede Korkut, epic	1399	記載	記載
.b.3	ン、カザフスタン、	culture, folk tales and music			
	トルコ	(デデ・クォルクド/コルクト・アタ/デデ・コルク			
		ト: 民話と音楽)			

13.COM	バハマ	Strawcraft in the Bahamas	1401	不記載	不記載
10.b.4		(バンマのわら細工)	1401	/ 1、口心中风	/ 1、日七年以
	バングラデシュ		960	桂却四人	k主:1107/入
	ハングラテンユ	Rickshaws* and rickshaw painting in Dhaka	960	情報照会	情報照会
.b.5		(ダッカのリキシャとその塗装) *日本語の「人力車」			
12 003 110	3 X	に由来	120=	⇒¬+\\	== +h
	ベラルーシ	Celebration in honor of the Budslaŭ icon of Our Lady	1387	記載	記載
.b.6		(Budslaŭ fest)			
		(ブツラフの聖母マリアイコンを記念する祝祭(ブ			
		ツラフの祭り))			
13.COM 10	ボスニア・ヘルツ	Picking of iva grass on Ozren mountain	1289	記載	記載
.b.7	エゴヴィナ	(オズレン山でのフナバシソウの採取)			
13.COM 10	中国	Lum medicinal bathing of Sowa Rigpa, knowledge and	1386	記載	記載
.b.8		practices concerning life, health and illness prevention and			
		treatment among the Tibetan people in China			
		(ルームというチベット医学における薬効のある入			
		浴法、中国のチベットの人々が実践する生命、健康と			
		病気予防及び癒しに関する知識と実践)			
13.COM 10	クロアチア	Međimurska popevka, a folksong from Međimurje	1396	記載	記載
.b.9		(メジムリュスカ・ポペフカ:メジムリェのフォーク			
		ソング)			
13.COM 10	クロアチア、キプ	Art of dry stone walling, knowledge and techniques	1393	記載	記載
.b.10	ロス、フランス、ギ	(乾石積の知識と技術)		. ,, ,	. ,,
	リシャ、イタリア、	(1-1-1)			
	スロベニア、スペ				
	イン、スイス				
13.COM 10		Festivity of Las Parrandas in the centre of Cuba	1405	記載	記載
.b.11		- (キューバ中心部のラス・パンダナスの祝祭)		. ,, ,	. ,,
13.COM 10	チェコ	Handmade production of Christmas tree decorations from	1375	情報照会	情報照会
.b.12		blown glass beads		113111111111111111111111111111111111111	113 114111
.0.12		(吹きガラスビーズによるクリスマスツリー装飾の			
		手作り)			
13.COM 10	北朝鮮	Ssirum (wrestling) in the Democratic People's Republic of	1361	記載	記載※
.b.13	JUH IMP	Korea	1301	HC4X	日山中久/•\
.0.13		(北朝鮮のシルム)			
13.COM 10	フランス	The skills related to perfume in Pays de Grasse: the	1207	記載	記載
.b.14		cultivation of perfume plants, the knowledge and processing	1207	日七年人	日山中人
.0.14		of natural raw materials, and the art of perfume composition			
		(グラースの香水に関する技:香料植物の栽培、天然			
		の原料の知識と加工、香水調合の技)			
12 COM 10	25 257		1271	4+1-5	44-15
13.COM 10	ジョージア	Chidaoba, wrestling in Georgia	1371	記載	記載
.b.15	ハルウンフ	(チダオバ:ジョージアのレスリング)	1407	k±±πππ Λ	k≠±□□77 ∧
	インドネシア、マ	Pantun, Malay oral tradition	1407	情報照会	情報照会
.b.16	レーシア	(パントゥン:マレーの口承伝統)			1.h
13.COM 10	アイルランド	Hurling	1263	記載	記載
.b.17		(ハーリング) *グラウンドホッケーのような球技]	

13.COM 10	ジャマイカ	Reggae music of Jamaica	1398	情報照会	記載
.b.18		(ジャマイカのレゲエ音楽)			
13.COM 10	日本	Raiho-shin, ritual visits of deities in masks and costumes	1271	記載	記載
.b.19		(来訪神:仮面・仮装の神々)			
13.COM 10	ヨルダン	As-Samer* in Jordan	1301	情報照会	記載
.b.20		(ヨルダンのアス=サメール) *様々な状況で行われる			
		舞踊や歌			
13.COM 10	カザフスタン	Traditional spring festive rites of the Kazakh horse breeders	1402	記載	記載
.b.21		(カザフの馬飼いによる伝統的な春の祭り)			
13.COM 10	ラオス	Traditional art of Naga weaving 1388		情報照会	取下げ
.b.22		(ナーガを織る伝統技能)			
13.COM 10	マラウィ	Mwinoghe, joyous dance	1293	記載	記載
.b.23	·	(ムウィノゲ:歓喜の舞踊)			
13.COM 10	マラウィ、ジンバ	Art of crafting and playing Mbira/Sansi, finger-plucking	1408	情報照会	情報照会
.b.24	ブエ	traditional musical instrument in Malawi and Zimbabwe		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		(マラウィとジンバブエのムビラ/サンシ、指で弾			
		いて演奏する伝統楽器の製作と演奏の技)			
13.COM 10	マレーシア	Dondang Sayang	1410	記載	記載
.b.25	,	(ドンダン・サヤン) *楽器演奏と歌で構成される伝統	1.10	HB-154	HO-1X
.0.20		的なマレーの音楽			
13.COM 10	メキシフ	La Romería (the pilgrimage): ritual cycle of 'La llevada' (the	1400	記載	記載
.b.26	7,400	carrying) of the Virgin of Zapopan	1400	口匕隼火	口上华人
.0.20		(ラ・ロメリア (巡礼):サポパンの聖女の運搬の周			
13.COM 10	+ 2/	期的な儀式)	1250	4±c÷	<u>4</u> ±c≑
	7 4-2	Horse and camel Ardhah	1359	記載	記載
.b.27	パナマ	(馬とラクダの祭り)	1202	4±r÷	44-05
13.COM 10	/\')\\\	Ritual and festive expressions of the Congo culture	1383	記載	記載
.b.28	.1919	(コンゴの文化における儀式と祭りの表現)	12.62	⇒¬+l\	⇒ ¬+\
	ポーランド	Nativity scene (szopka) tradition in Krakow	1362	記載	記載
.b.29		(クラクフのキリスト降誕の情景(ショプカ)の伝			
		統)			
13.COM 10	韓国	Ssireum, traditional wrestling in the Republic of Korea	1280	記載	記載※
.b.30		(シルム、韓国の伝統的なレスリング)			
13.COM 10	セルビア	Singing to the accompaniment of the Gusle	1377	記載	記載
.b.31		(グスレの伴奏による歌唱)			
13.COM 10	スロベニア	Bobbin lacemaking in Slovenia	1378	記載	記載
.b.32		(スロベニアのボビンレース製作)			
13.COM 10	スペイン	Tamboradas drum-playing rituals	1208	記載	記載
.b.33		(タンボラダスという太鼓演奏の儀式)			
13.COM 10	スリランカ	Rūkada Nātya, traditional string puppet drama in Sri Lanka	1370	記載	記載
.b.34		(ルーカダ・ナトヤ:スリランカの伝統的な操り人形			
		劇)			<u> </u>
13.COM 10	スイス、オースト	Avalanche risk management	1380	記載	記載
.b.35	リア	(雪崩のリスク管理)			
13.COM 10	タジキスタン	Chakan, embroidery art in the Republic of Tajikistan	1397	情報照会	記載
.b.36		(チャカン:タジキスタンの刺繍の技)			
	I .	The state of the s	l	1	

13.COM 10	タイ	Khon, masked dance drama in Thailand	1385	記載	記載
.b.37		(コーン:タイの仮面舞踊劇)			
13.COM 10	チュニジア	Pottery skills of the women of Sejnane	1406	記載	記載
.b.38		(セジュナネの女性の製陶の技)			
13.COM.10	UAE	Al Aflaj, traditional irrigation network system in the UAE,	1269	不記載	不記載
.b.39		oral traditions, knowledge and skills of construction,			
		maintenance and equitable water distribution			
		(アル・アフラジ: UAE の伝統的な灌漑網のシステ			
		ム、口承伝統、知識、構築・管理技術、公平な水の分			
		酉己)			
13.COM 10	ザンビア	Mooba dance of the Lenje ethnic group of Central Province	1372	記載	記載
.b.40		ofZambia			
		(ザンビア中部のレンジェ族のモオバ舞踊)			
			記載	29	31
			情報照会	9	5
			不 記 載	2	2
			取下げ	-	1
			合 計	40	39**

※ 北朝鮮と韓国の案件は、「Traditional Korean wrestling (Ssirum/Ssireum)(伝統的なコリアのレスリング(シルム/シルム)) の名称で1件として記載された。そのため、合計が39件となり、勧告から1件減っている。

各案件の提案書及び添付資料 URL https://ich.unesco.org/en/10b-representative-list-01013

表2-3 グッド・プラクティス提案案件(2件)

決議案番号	締約国	案件名称	提案書 No.	勧告	決議
13.COM	サウジアラビア	Al-Janadria, national festival of heritage and culture	1403	非選定	取下げ
10.c.1		(アル=ジャナドリア、国の遺産及び文化の祭り)			
13.COM	スウェーデン	Land-of-Legends programme, for promoting and	1392	選定	選定
10.c.2		revitalizing the art of storytelling in Kronoberg Region			
		(South-Sweden)			
		(クロノベリ地方 (スウェーデン南部) の物語の技術			
		の振興・再活性化のための「伝説の地」プログラム)			
			選定	1	1
			情報照会	0	0
			非 選 定	1	0
			取下げ	-	1
			合 計	2	2

各案件の提案書及び添付資料 URL https://ich.unesco.org/en/10c-register-01014

決議案番号	締約国	案件名称	申請額	提案書 No.	勧告	決議
13.COM	アルバニア	Community based Inventory of ICH in Albania	US\$213,260	1253	情報照会	採択
10.d		with a view to safeguarding and transmitting to				
		future generations				
		(保護及び後世への継承の観点からのアル				
		バニアのコミュニティに基づく無形文化遺				
		産目録)				
				採 択	0	1
				情報照会	1	0
				非 採 択	0	0
				取下げ	-	0
				合 計	1	1

表2-4 国際的援助要請案件(1件)

各案件の提案書及び添付資料 URL https://ich.unesco.org/en/10d-international-assistance-requests-01015

代表一覧表への記載提案について、評価機関が好ましい事例(good examples)として挙げたのは次のとおりである。複数国による推薦として「ブラウドラック/モドロティスク/ケクフェステス/モドロトラッチ:ヨーロッパの糊防染木版藍染」(オーストリア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、スロバキア)、「乾石積の知識と技術」(クロアチア、キプロス、フランス、ギリシャ、イタリア、スロベニア、スペイン、スイス)の2件が挙げられ、特に前者はコミュニティ間の協力の好例で、コミュニティにとって記載が究極のゴールではなく、むしろ案件の保護にとって重要な段階である点が指摘された。また、単一の国による提案としては「ルームというチベット医学における薬効のある入浴法、中国のチベットの人々が実践する生命、健康と病気予防及び癒しに関する知識と実践」(中国)、「来訪神:仮面・仮装の神々」(日本)、「クラクフのキリスト降誕の情景(ショプカ)の伝統」(ポーランド)の3件を挙げ、「来訪神:仮面・仮装の神々」に関しては、よく準備された提案書で、スケジュールや関係者に関する記述が明確な、一貫性のある保護計画が示されていると述べた。同提案及び「クラクフのキリスト降誕の情景(ショプカ)の伝統」は、提出されたビデオに案件のすべての側面が表現されている点も指摘している。さらに、「チダオバ:ジョージアのレスリング」(ジョージア)について、性別役割(ジェンダーロール)に配慮している点が好ましいとされた¹¹。

- 一方で評価機関は課題も指摘しており、日本の今後の提案にも関連する可能性がある内容を中心 に、一部を紹介する。
- ・シリアル推薦:非常に似通っているが、異なるコミュニティが実践する複数の案件を単一の提案書で提案する場合、各案件は同一とはいえず、その背景や置かれた状況に応じて保護すべきであることに留意しなければならない¹²⁾。
- ・性別役割:ほとんどの提案書で、性別役割に関する記述がない。評価機関によれば、男性と女性が 同等に関与することは必須でなく、実際、男性もしくは女性のみが実践する案件も一覧表に記載さ れている。しかし、(一方の性に実践が限られる場合に)もう一方の性が当該案件を体験する方法 や、それぞれの性の役割、また、特に保護に関しては同等のアクセスが確保されているかどうかに ついて、提案書に記述する必要がある¹³⁾。

- ・商業化:一部の締約国は、代表一覧表への記載やグッド・プラクティスへの選定によって、彼らの製品の宣伝のためのUNESCO優秀ラベル(excellence label)を得られると期待している。一覧表への記載は法的な所有を意味せず、優秀という文言自体が条約の精神に反する、UNESCOや無形文化遺産のエンブレムの使用には条件があり、一覧表への記載により自動的に利用可能とはならないことに留意すべきである。また、伝統工芸に関連した知識やノウハウで、かつては広範に実践されていたが、現在は単一の工房や団体で維持されているものについては、製造が一組織に限定される理由を明記しなければならない¹⁴。
- ・スポーツ:評価機関は、無形文化遺産である伝統的なスポーツとは、職業としてではなく地元のコミュニティによる実践としての性質に提案書が着目した場合に、明確な文化的意味合いを有し、コミュニティに根ざしていて、絶えず再構築(recreate)され世代横断的に伝承される実践であると結論づけた。しかし、ルールや組織に関する記述に重点が置かれ、コミュニティの役割や文化的伝統との関連が明確でない提案書が見られた¹⁵⁾。
- ・有名な無形文化遺産の提案:提案書の案件の説明は、全く予備知識がなくてもその案件の性質を理解できるよう記述すべきであるが、有名な案件について、関係締約国が十分な説明が不要と考えたためか、必須の情報が提案書に記入されていない場合があった¹⁶⁾。
- ・保護:保護の手段に関して、案件が変化しないよう「凍結する」ような手段を講じることは、無形 文化遺産がその状況・背景から切り離されることにもつながり、条約の精神と矛盾するため控える べきである¹⁷⁾。

また、緊急保護一覧表のU.5及び代表一覧表のR.5という目録(インベントリー)に関する記載基準に関しては、目録の書式について厳密な規則はないものの、条約第11条及び12条¹⁸⁾の要件を満たすために不可欠な項目はあり、作成にあたっては「無形文化遺産目録作成に関する手引(Guidance Note on Inventorying Intangible Cultural Heritage¹⁹⁾)」を参照する必要がある。評価機関は必須項目として、「案件の名称と説明(description)」、「コミュニティ」、「関連の実践者個人あるいは集団」、「地理的範囲」、「現状での社会的・文化的機能」、「実施力(viability)や伝承様式」を挙げ、それらが適切に記述されている場合には記載基準R.5もしくはU.5を満たすと判断し、そうでない場合には満たさないと述べている。ただし、目録の更新に関しては、数十年に一度しか行われない儀式のようなものもあることから、その頻度は案件の性質に依存すると述べ、また、更新方式(modality)に関する記述がない提案書が多いことから、記述を促すための書式の再改訂の必要性を指摘した²⁰⁾。なお、第13回政府間委員会での審議にあたって提出された提案書に関しては、当該記載基準のみが満たされないとの理由で情報照会が勧告された案件はなかった。

なお、第13回政府間委員会で審議対象となった提案書は50件であるが、決議及び取り下げの件数の合計は49であり、決議文には51まで番号が付されている。その理由は、韓国と北朝鮮から個別に提案された「シルム、韓国の伝統的なレスリング」と「北朝鮮のシルム」がそれぞれ記載勧告を評価機関から受けていたところ、両者が単一の案件として記載されたためである。この案件については審議初日(11月26日)の昼休み前に政府間委員会のプリティヴィラージシン・ルーパン(Prithvirajsing Roopun)議長から「例外的な審議」として紹介され、UNESCOのオドレー・アズレー(Audrey

Azoulay)事務局長及びティモシー(ティム)・カーティス(Timothy Curtis)無形遺産課長が、両締約国が合同での記載を望んだため、例外的な措置として2件の提案書が合同で検討され、「伝統的なコリアのレスリング(シルム/シルム))」として記載されることになったと説明した。次いで、評価機関のジョン・ムージ・オマレ(John Moogi Omare)議長が、当初、共同提案でなかったことに落胆したと述べるとともに、評価機関もこの記載に全員が同意するであろうと述べた。最後にルーパン議長が、事務局等の合同記載への努力を認めるよう委員国に要請し²¹⁾、記載が決議された²²⁾。当該案件について、平和や和解の象徴としての例外的な扱いであると関係者が繰り返し述べたのは、本来、共同提案は提案書の作成段階から計画・立案されなければならず、案件の一覧表への記載の容易化などを理由に、提案書の提出後や決議案公開後に合同提案とするのは規則上認められない点を強調しようとしためではないかと思われる。

2-2 定期報告の改革(議題8)

代表一覧表記載案件については、その現状に関して定期的に報告を提出することが、関係締約国に義務付けられている。しかし、2017年の第12回政府間委員会で報告提出を求められた締約国のうち79%が提出できないなど、未提出の多さが課題となっている。また、2013年に実施された内部監査(IOS)では、全体的な結果フレームワーク(overall results framework²³⁾)がないため政府間委員会による条約履行状況のモニタリングが妨げられていると指摘された。これを受けて2017年に中国の成都で開催されたオープンエンドの作業部会での検討では、条約履行状況のモニタリングや報告、評価の実施方法を示す手引(guidance note)が提案され、2018年の第7回締約国会議で「無形文化遺産保護条約のための全体的な結果フレームワーク(Overall Results Framework for the Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage)」が採択された 24 。

また、定期報告の提出は、当該締約国が無形文化遺産保護条約を批准した年を基準として6年ごとと定められていたが、近隣諸国との技術支援がより効果的になるなどの理由で、地域ごとの提出周期の設定が提案された。2017年の第12回政府間委員会で提案され、2018年の第7回締約国会議で決議された運用指示書の改定 をうけて、第13回政府間委員会では次のように地域ごとの提出順序及び最初の提出年が定められた。2020年はラテンアメリカ・カリブ、2021年はヨーロッパ 2002年はアラブ諸国、2023年はアフリカ、2024年はアジア太平洋、2025年は反映の年(Reflection year)である。アジア太平洋地域に属する日本が定期報告を提出するのは2024年(12月15日締切)で、無形文化遺産保護条約の履行状況や代表一覧表記載案件の状況について報告することとなる。定期報告の作成に用いられる書式「ICH-10」の改訂版は、次回(2019年)の第14回政府間委員会で事務局から提示される予定である。

2-3 条約の一覧表に記載された案件のフォローアップに関する課題(議題9)

この議題は、政府間委員会で初めて議論の対象となった。事務局からは、一覧表記載後の無形文化遺産に関する情報提供の件数がこの2年ほどで急増していることや、このような通信文 (correspondence) への事務局による対応は、案件の提案時の第三者の反論など同様に一律に手続き

が定められているため、締約国への連絡にとどまっているとの指摘があった。そのため、案件のモニターのためのフォローアップメカニズム(仕組み)が必要であると提案している。フォローアップメカニズム導入の具体的な理由として事務局は、記載後の案件が記載基準を満たしているかどうかや、保護の手段が講じられているかどうかを評価する必要性を挙げ、既存の定期報告を補完する役割があるとし、あわせて、ある一覧表から別の一覧表への移行や、一覧表からの削除要請があった際の検討手段となると述べている²⁷。また、日本がこの件に関する会合の開催を支援することも紹介された。

委員国やその他の締約国からは、通信文には対立する利害関係者からのものがあることや、内容の 真偽が不明であるなどの問題を指摘する意見、世界遺産条約のリアクティブ・モニタリング・メカニ ズムと対比して、政治性を帯びる危険性を指摘する意見があった。一方、一覧表記載案件に対するモニタリングの必要性はいずれの発言者も認識し、日本がその開催を支援する会合での議論に期待する 意見も聞かれた。

2-4 緊急事態における無形文化遺産 (議題11)

この議題は、2016年の第11回政府間委員会以来3回連続で設定された。前回の第12回政府間委員会では、日本やフィリピンを除き、締約国からの発言の多くは抽象的な原則論の域を出なかった。しかし、第13回政府間委員会では日本から、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所による無形文化遺産の復興に果たす役割についての調査研究や、同機構アジア太平洋無形文化遺産研究センターによる海外での事例調査が紹介されたほか、オランダやコロンビア、ジャマイカも自国での取り組みや国際協力の事案を紹介するなど、発言内容は前回に比してより具体的なものが目立った。

事務局からは、知識や経験を概念化し手引に落とし込むため、中国の支援を受けて個人専門家の会合を2019年6月に開催する予定であることや、世界遺産条約など他の条約とも連携していること、今後、紛争時の無形文化遺産への対応に関する行動計画に関する議論を実施したいことなどが紹介された。決議では、災害リスクの軽減と無形文化遺産の目録作成との関連を促進する必要性も強調されている²⁸。

2-5 評価機関(Evaluation Body)の設置(議題14)

評価機関の構成員の任期は4年を超えてはならない²⁹⁾。しかし、当初の構成員全員の任期を等しく4年とすると、一度に全てを改選しなければならなくなる。そのため、毎年12名の構成員の4分の1ずつが改選されるよう、初めて評価機関が選出された2014年の第9回政府間委員会では、構成員の任期は3名ずつそれぞれ1年、2年、3年及び4年とされ、選出された12名についてくじ引きにより任期が決定された³⁰⁾。今回は、第9回政府間委員会での選出時に任期を4年とされた3名が改選の対象となり、いずれも秘密投票を経て、委員国以外の締約国の専門家2名(Mr. Pier Luigi Petrillo(選挙グループI、イタリア)、Ms. Ľubica Voľanská(選挙グループII、スロバキア))、認定NGO 1団体(Association pour la sauvegarde des masques (ASAMA)(選挙グループV(a)、ブルキナファソ所在))が選出された。この改選により、評価機関設置当初の構成員全てが新たな構成員に置き換わったことになる。

また、この議題では、後述する「対話(dialogue)」に関連して、評価の過程における実験的な対話の実施を評価機関の役割として追加することが決議された³¹⁾。しかし、このように評価機関の役割を政府間委員会で追加することは、運用指示書の規定に反するのではないかとの疑念も一部の委員国から提起された。

2-6 2018年及び2019サイクルに提出された提案書の件数、2020年及び2021年サイクルで取り扱う提案書の件数(議題15)

前述したように、各回の政府間委員会で審議の対象となる提案書は、代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的援助の合計で50件とする上限が設定されている。2019年については51件(46件の単一締約国による提案書と、5件の複数締約国による提案書の合計)が審議される予定である。また、事務局の能力や人員の制約のため、前サイクルと同様、2020年及び2021年サイクルでも上限は50件とすることが決議された 52 。なお、優先度の関係で日本からは2019年に審議対象となる案件はなく、次の審議は早くとも2020年の第15回政府間委員会となる。

2-7 第14回政府間委員会の開催地、ビューローメンバーの決定 (議題18、19)

2019年の第14回政府間委員会はコロンビアが招聘・開催を希望したため、同年12月9日(月)~14日(土)にコロンビアの首都ボゴタで開催することが決議された(議題18)。ビューローメンバーは、議長がMs. María Claudia Lopez Sorzano(コロンビア)、副議長国がオーストリア(グループI)、ポーランド(グループII)、フィリピン(グループIV)、ザンビア(グループV(a))、パレスチナ(グループV(b))、ラポラトゥールがMr. Bernard Jankee(ジャマイカ)と決まった(議題19)。

3. 政府間委員会で示された課題

これまでの政府間委員会での議論に関して、筆者は繰り返し評価機関と委員国との意見の対立について述べ、2016年の第11回政府間委員会以降は、評価機関の勧告の大半について、委員国が明確な理由を示さずに覆す行為の問題を指摘してきた。今回の第13回政府間委員会では、代表一覧表への記載に関する審議において、評価機関の勧告を覆して記載された案件は9件中4件で、5件は情報照会が決議され、不記載勧告を受けた2件も覆されることなく不記載が決議された。この結果を見る限り、2016年の第11回政府間委員会で19件の情報照会勧告を受けた提案のうち15件、第12回政府間委員会では12件のうち10件が記載されたのに比べれば、政府間委員会が評価機関の専門性を尊重したようでもあるが、実情はやや異なるように思われる。その理由について、「対話」に関する議論の流れから見てみたい。

議題10.b (代表一覧表記載への提案の審議) で最初に審議された案件「チャマメ」(アルゼンチン) は、評価機関から情報照会勧告を受けていた。この案件に対しては、政府間委員会の審議において強硬に記載を主張する委員国が複数あり、ある委員国は、当該案件について翌年ただちに審議を実施すべきとの主張を展開し、一部の委員国の支持を得た。しかし、この主張に対しては、運用指示書の規

定に反するとして反対する委員国も多く、議論が紛糾したことから、この点に関する議論が個別の案件の審議終了まで延期された。この措置をうけて、情報照会決議を受けても翌年ただちに審議対象となる可能性に期待し、その後は記載を強く主張せず情報照会勧告を受容する締約国が目立ったと推察する。提案書提出から政府間委員会での審議までのスケジュールは運用指示書³³⁾で定められており、ある年に提出された提案書の審議は、早くとも提出の翌年である。そのため、審議後ただちに提案書を再提出できたとしても、提出と同じ年には当該提案書は審議の対象とはなりえない。運用指示書は締約国会議が定めるもので、政府間委員会は運用指示書を締約国会議に対して提案できるに過ぎない³⁴⁾ことから、このような主張自体が不合理である。結局、情報照会が決議された案件を、審議の翌年にただちに審議対象とするという案そのものが受け入れられることはなかった。

しかし、審議再開の際に事務局は、事務局による情報照会があった案件については、評価機関の1回目の会合より前であれば、関係締約国は提案書の単語数制限の範囲内で内容の明確化(clarification、補足説明)を行えるとの妥協案を示した。この案は、運用指示書や手続規則上の位置づけについて複数の委員国から懸念が示されたものの概ね歓迎された。しかし、委員国のフィリピンやパレスチナが、評価の過程における対話を自分たちは求めており、事務局の提案はそれとは異なると反論した。あわせてパレスチナが、評価機関の会合の後、勧告案の策定の際に関係締約国に追加情報を求め、その内容を決議案に反映させるとの提案を行った。この提案に対しては、オーストリアやベルギー、ジブチ、スイス、エストニア、ギリシャなど多くの委員国・非委員国の締約国から、法令順守の観点から問題であるとの意見があった。また、カーティス課長から、このような提案は運用指示書の改定に該当し、到底受け入れられないとの反論があり、法律顧問からも、政府間委員会が運用指示書の規定を変更したり、一部停止したりする権限はないとの説明があったため、いったん取り下げられた。

しかしその後、フィリピンが同趣旨の提案を行うとともに、評価機関は6月の2回目の会合で勧告案を決定した後に運用指示書に記載がない3回目の会合⁵⁵⁾を開いており、評価機関自身が運用指示書に反する活動をしている以上、運用指示書に反する委員国の提案も正当化されるとの主張を展開した⁵⁶⁾。これに対しカーティス課長は、3回目の会合は勧告案や決議案に誤りがないかどうか確認するためのもので、決議案の内容を変更することはなく、運用指示書に反するものではないと反論した。さらに、対話を行ったとしても決議案の内容を変更できない以上、勧告案や決議案の作成後の対話や追加情報の請求は無意味だと述べた。この提案に関連してオランダなどが、フィリピンなどの主張の正当性について法律顧問の意見を求めたが、法律顧問は議場にいなかった。そのため、提案の規則上の正当性を確認できないまま、前述の評価機関第1回会合前の締約国による補足説明とあわせて、第14回政府間委員会における予備的な(provisional)対話の実施が決議された⁵⁷⁾。

この議論の乱暴さや、重要な場面に法律顧問が議場にいなかった不手際はひとまず置き、一部は昨年の報告³⁸⁾の繰り返しとなるが、フィリピン、パレスチナ、キューバなどが主張する対話の課題について改めて整理する。このような対話の要請は、ICOMOSやIUCN、ICCROMといういずれも常置の団体である世界遺産条約の諮問機関と、毎年新たに結成・解散される評価機関との混同も理由の一つと考える。毎年20件強の文化遺産の評価に対して、ICOMOSのデスクレビュアーが140名、推薦資産

ごとに1名の現地調査専門家、最終的な勧告を作成する小委員会(パネル)にも30名程度が関与して いるのに比べれば、多いものでは数千ページに及ぶ世界遺産の推薦書と、各項目について長くとも 500~750単語で簡潔に記述することが要請される提案書30の分量には差があるとはいえ、わずか12名 で50件の提案の評価を行う評価機関はやはり小規模と言うべきであろう。提案書の評価の過程におけ る関係締約国と評価機関との対話を主張する委員国は、その目的が関係締約国の能力向上であると述 べている。しかし、短期的な対話は、特定の案件に関する情報を評価機関もしくは事務局の問い合 わせに応じて提供するにすぎず、関係締約国自身の無形文化遺産保護全般に関する能力向上は期待し 難い。また、事前の対話により、一覧表への記載に関する政府間委員会での審議時間を短縮すること で、条約や政府間委員会の本来の目的である保護に関する議論に重点を置くことができるとの主張も ある400が、2015年以前には今ほど審議が長引くことはなかった。委員国が評価機関の勧告を覆そうと しているために審議時間が大幅に延びたことは、2016年の第11回政府間委員会で午後11時頃まで審議 が続いた例を見れば明らかである。委員国の政府間委員会での態度を見れば、対話の主な目的は、一 覧表にできるだけ早く案件を記載することであると考えざるを得ず、そのような記載への近道を与え ることが、長期的に見て締約国の利益になるとは考えられない。対話により得られた追加情報による 決議案の改訂の必要性を主張するにしても、現行の運用指示書にその規定がなく、政府間委員会にも 運用指示書を直接的に改定する権限がない以上、内容を詳細に検討したうえで締約国会議に改定案を 提案し、その是非を問うのが正しい手順である。

このような提案が行われ決議された背景には、締約国会議が隔年開催であることや、自らの委員国としての任期満了が近い⁴¹⁾ こと、また、アドホックの作業部会でも結論には至らず議論が継続されていること⁴²⁾ があり、文言の変更はできなくとも、運用指示書を実質的に改定しようとの意図がうかがえる。評価機関自身による決議案作成後の対話で得られた情報に基づく決議案の内容の変更が認められなくても、対話の過程で得られた追加情報に基づいているとして、政府間委員会で委員国が評価機関の勧告を覆すことが可能なためである。前述したように、この提案に対しカーティス課長は、決議案への対話の結果の反映を運用指示書が認めていない以上、このような決議は無意味であると強い口調で反発していたが、事務局としての強い態度は、同氏が初めて事務局の責任者として参加した2016年の第11回政府間委員会で示すべきであったのではないか。委員国の改選により、いかなる問題が提案書にあろうとも一覧表への記載を強硬に主張し、締約国への短期的な利益誘導を試みる複数の委員国が加わったことも理由であろうが、2016年の第11回政府間委員会での事務局の弱腰も、一部の委員国の増長を招いたのではないだろうか。

条約を成立させ、その枠組みを構築し運用するまでには長い時間を要する。最近でも、2013年の第8回政府間委員会の審議において、不記載及び情報照会の適用基準の変更及び明確化や、補助機関と諮問機関を統合し評価機関を設置するなどの改定が行われた。無形文化遺産保護条約は2003年に成立し、世界遺産条約の反省を踏まえてその制度の不備を改善するような運用指示書や手続規則が設けられ、冒頭で述べたように、現在では178カ国という多くの国が同条約の締約国となっている。世界遺産委員会では、自分たちは不当に差別されており優遇されて当然であると強く主張するアフリカの締約国が、無形文化遺産保護条約ではその履行に積極的に貢献している。一例を挙げれば、最近5回の

政府間委員会のうち今回を含む3回までもがアフリカ地域での開催⁴³である。また、2015年までは、世界遺産委員会での委員国の記載一辺倒の態度に比して、政府間委員会での議論は専門性が高かった。少なくとも、専門的な内容にまで踏み込んだ発言を委員国が行っていた。しかし、長い時間をかけて構築した枠組みも、崩壊させるのは容易なようだ。政府間委員会の専門性が損なわれては、無形文化遺産保護条約に対する専門家の関心も低下し、条約履行に際しての専門性がいっそう低下する悪循環に陥る。専門性の裏付けのない一覧表に何の価値があるだろうか。今、無形文化遺産保護条約が当初の目的を喪失し、一覧表への記載が当該無形文化遺産の締約国による認識向上や保護への取り組みの証ではなく、単なるレッテルと化しつつある様子を目にしているのかもしれない。

4. 今後に向けて

本稿では、無形文化遺産保護に関する第13回政府間委員会での議論の概要と、議論から見出された課題、特に対話に関する課題について述べた。対話を通じた事実上の決議内容の改訂に関する議論は、今後の政府間委員会のあり方に対し大きな影響を与えるものと思われる。一方で、今回の政府間委員会に新たな委員国として参加したオランダなどが、評価機関による評価を支持し、運用指示書や手続規則を尊重する発言をしていた。また、審議の翌年に再審議を実施するという、運用指示書に定めのない提案書の評価スケジュールの提案に対し、欧州以外の委員国や、多くの委員国以外の締約国が反対を表明したことも印象に残った。委員国に専門性を尊重する締約国が加わったことは、政府間委員会の信頼性確保にとって有益であろう。締約国会議の決議やオープンエンドの作業部会での勧告が繰り返し世界遺産委員会で覆され、改革が進みにくい状況に鑑みれば、政府間委員会の権限が世界遺産条約に比べ限定された無形文化遺産保護条約では、これらの締約国の「良識」によって条約の本来の役割が守られることが期待される。

また、評価の過程に関する議論を行う専門家会合や作業部会の開催に対し、日本が支援を行うこと***のも重要である。締約国が的確に必須項目を記述できるような提案書の書式や、記載後のフォローアップの仕組みなどについて、ぜひ専門的な観点から検討する場となってほしい。提案書は、一覧表への記載の可否を判断する唯一の根拠である。また、提案書以外の情報の参照が認められない理由は、提案書に必要事項が適切に記されているか否かだけが評価の基準であるためである。事務局や評価機関は一貫して、価値や正統性に関する文言を提案書から徹底的に排除し、そのような文言を用いることに対して警告を発し続けてきた。その様子は、2017年の第12回政府間委員会で代表一覧表に記載された「ナポリの「ピッツァイウオーロ」の技術」(イタリア)に対する評価***の に見られたように、ときには過剰とも思われる。締約国やコミュニティが自らの無形文化遺産に誇りをもち、コミュニティが考える「正しい」実践の継承に努めて何が悪いのかと疑問を抱くことさえある。しかし、筆者が政府間委員会の傍聴を始めた2011年以降、その無形文化遺産には「価値」があるとして記載を主張する意見が繰り返し表明されており、近年は特にその傾向が著しいことも確かである。無形文化遺産自体の価値を評価しているのではなく、提案書の記述のみに基づいて評価を行っていると評価機関や事務局が繰り返し述べているにもかかわらず、UNESCOが価値を認めなかったと捉えてコミュニティ

が落胆するので肯定的な評価が必要である、価値があるから記載すべきであるとの主張を委員国は続けている。さらに、提案書と、定められた付属資料以外の情報の参照を認めれば、すでに知名度のある無形文化遺産や、発信力の高い一結局のところ財政的に豊かな一締約国の無形文化遺産がより記載されやすくなるのではないかと危惧する。

価値判断を示唆するような文言だけでなく、提案書では無形文化遺産の特定の締約国による所有とみなされるような文言も制限されている。例えば、「日本の」という場合、所有を示唆する「of Japan」ではなく、単に所在を示す「in Japan」を用いることが推奨されており、提案書で案件の名称に「of+国名」を用いている場合には「in+国名」への変更が求められる⁴⁶。前置詞の細かな違いに目くじらを立てているようにも見えるが、これにより、一覧表にすでに記載されている類似あるいは同一の実践であっても、別の締約国から提案することも可能となる⁴⁷。「国としての無形文化遺産への誇り」はあくまで国内での無形文化遺産の振興のためのものであり、対外的に表明されることで排他性に繋がりかねないことにも留意すべきであろう。実際、政府間委員会では毎回のように、無形文化遺産の所有や地理的分布に関連して、締約国同士の非難合戦が繰り返されている。

一方で、書式に起因する提案書作成の難しさも指摘されてきた。目録に関するR.5及びU.5という記 載基準について、今回の政府間委員会から新たな書式が正式に採用され、記述の不備は減少したとの ことである。しかし、当該案件の代表一覧表への記載が、無形文化遺産全般の可視性の向上に対して どのように貢献するかを記述すべき記載基準R.2に関しては、今回の政府間委員会で情報照会勧告を覆 して記載決議を受けた「ジャマイカのレゲエ音楽」を含め、無形文化遺産全般ではなく、当該案件の 可視性を向上させるとの記述が後を絶たない。しかし、当該案件の記載を主張する委員国の発言を注 意深く聞けば、レゲエ音楽が無形文化遺産全般の可視性向上に貢献するとの趣旨のものも含まれてい た。実際、BBCなどの国際的な報道機関のニュースでもレゲエ音楽の記載が取り上げられていた⁴⁸⁾の を見れば、記載が無形文化遺産(保護条約)の存在を広く知らしめるのに貢献しているといえるだろ う。さらに、R.2に関して的確に記述できた締約国が全くないのであれば、その記載基準に重大な瑕疵 があると考えるのも無理はないが、記載勧告を受けている国のほうが多い、つまり、的確に記述でき た締約国のほうが多いことも確かである。各記載基準の趣旨を理解しやすくする、案件の現状や特徴 を記述しやすくするような提案書の書式の改訂や、解説書の作成とあわせて、実施すべきは各締約国 の能力向上への支援であり、締約国自身の努力と言えるのではないか。そして、無形文化遺産に関し て長期にわたる調査研究や保護の経験を有する締約国として、他の締約国の能力向上に対する支援を 通じた、無形文化遺産保護条約のよりよい履行へ貢献する可能性について、日本やその専門家・専門 機関が検討することを強く期待する。

- 1) UNESCO無形文化遺産保護条約ウェブサイト(https://ich.unesco.org/en/states-parties-00024、2018年12月25日閲覧)に2018年5月11日現在として記載されている件数に基づく。
- 2) たとえば、ナマハゲも雄たけび ユネスコ登録で各地の関係者歓喜. 日本経済新聞電子版, 2018年 11月29日21時39分付, 2019年2月23日閲覧, https://www.nikkei.com/article/DGXMZO38356910Z21C 18A1CC1000/
- 3) 政府間委員会の議長を選出した選挙グループを除く。そのため、今回はモーリシャスが属するグループV(a)からは副議長を選出しない。
- 4) 北アフリカのアラビア語圏を除く地域。
- 5) 100,000米ドルを超えない額の国際的援助要請を承認するかどうかは、ビューロー会議で検討される。
- 6) 2016年の第11回政府間委員会で、パレスチナからグッド・プラクティスとベスト・プラクティス の 2 つの表現が混在しているとの指摘があったことに起因する。無形文化遺産保護条約第18条 1 項 には「On the basis of proposals submitted by State Parties, … the Committee shall periodically select and promote national, subregional and regional programmes, projects and activities for the safeguarding of the heritage which it considers best reflect the principles and objectives of this Convention…」とあるため、best practiceがより条約の条文に準拠しているようには思われる。
- 7) 運用指示書第34段落
- 8) 2016年4月14日のチェコ共和国政府の声明により、英語ではその略称をCzechia(チェキア)と表記。日本語では表記揺れがないためか、従来通りチェコとされる。
- 9)2015年には7件、2016年は3件、2017年は10件であった。50件という審議件数の総数が決まっているため、50件に収めるためにこの件数は毎年見直される。
- 10) DECISION 8 COM 10
- 11) ITH/18/13.COM/10 第27段落
- 12) 同 第33段落
- 13) 同第38段落
- 14) 同第39段落
- 15) 同第42段落
- 16) 同第45段落
- 17) 同第47段落
- 18) 第11条では締約国の役割として、a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること b) 第二条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うことを挙げている。また、第12条は締約国が、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について、一または二以上の目録を作成することや、目録を定期的に更新するとしている。

- 19) https://ich.unesco.org/doc/src/Guidance_note_on_inventorying_EN.pdf
- 20) ITH/18/13.COM/10 第51段落
- 21) 暗に発言を控えるよう求めている。
- 22) 本件に関するUNESCOの声明は次のページに示されている。Traditional Korean wrestling listed as Intangible Cultural Heritage following unprecedented merged application from both Koreas. 2018年11月26日付, 2019年2月23日参照, https://en.unesco.org/news/traditional-korean-wrestling-listed-intangible-cultural-heritage-following-unprecedented-merged
- 23) Results frameworkについては、二神葉子 (2018): 無形文化遺産の保護に関する第12回政府間委員会の概要と課題. 『無形文化遺産研究報告』 12, pp. 1-20 注18を参照。
- 24) RESOLUTION 7.GA 9
- 25) Resolution 7.GA 10
- 26) 北米地域に属するカナダ及びアメリカは、無形文化遺産保護条約の締約国ではない。
- 27) ITH/18/13.COM/9 第23段落a
- 28) DECISION 13.COM/11 第7段落
- 29) 運用指示書第28段落
- 30) ITH/14/9.COM/11
- 31) DECISION 13.COM 14 第6段落
- 32) DECISION 13.COM 15
- 33) 運用指示書第54段落~56段落
- 34) 無形文化遺産保護条約第7条(e)
- 35) 運用指示書第55段落には、「第2段階:評価 (Phase 2: Evaluation)」と題し、「1年目の12月から2年目の5月まで評価機関による提案書の評価、2年目の4月から6月に評価機関による最終評価のための会合 (December Year 1 to May Year 2 Evaluation of the files by the Evaluation body / April June Year 2 Meeting for final evaluation by the Evaluation Body)」と記述されている。
- 36) 3回目の9月の会合について運用指示書に記述がないと主張するのであれば、運用指示書第55段 落の「meeting」が単数であることも指摘すべきではないだろうか。
- 37) DECISION 13.COM 10 第14~18段落。
- 38) 前掲注22
- 39) 提案書の書式は無形文化遺産保護条約の次のウェブページで参照できる。Forms to be used for nominations, proposals, assistance requests, accreditation requests and periodic reporting, https://ich.unesco.org/en/forms
- 40) ITH/18/13.COM/16 第11及び12段落
- 41) キューバ、フィリピン、パレスチナのいずれも2020年に委員国の任期が終了する。この任期中に 政府間委員会に参加できるのは2019年までである。
- 42) 議題16の会議文書 (ITH/18/13.COM/16) によれば、評価機関による中間報告を締約国に送付するなどの可能性が示されたものの、アドホックの作業部会共同議長の勧告としては「適切な対話の

- 仕組みを見極めるため、アドホックの作業部会と事務局、評価機関との間で相談を継続する (Consultations continue between the ad hoc working group, Secretariat and Evaluation Body, with a view to identifying an appropriate dialogue mechanism.) となっている。
- 43) 最近5回の開催地は、UNESCO本部(フランス・パリ)(2014)、ナミビア・ウイントフック (2015)、エチオピア・アジスアベバ (2016)、韓国・済州島 (2017)、モーリシャス・ポートルイス (2018)。
- 44) DECISION 13.COM 6 第4段落 日本は無形文化遺産保護条約における一覧表作成の仕組み (listing mechanism) に関する世界的な検討を支援するため、世界遺産基金への自発的な追加の拠出を行う (voluntary supplementary contribution to the Intangible Cultural Heritage Fund to support the global reflection on the listing mechanisms of the 2003 Convention) としており、主に 2019年に専門家による予備会合、2021年にオープンエンドの作業部会の会合の開催に対する支援を 実施する。
- 45) 前掲注22の二神葉子 (2018) に詳細をまとめた。提案書には案件の保護の手段として技術の真正性などに関する知識を広めるためのセミナーの開催が紹介されており、このような締約国の取り組みに対する「真正性」という単語を避けるべきであるとの指摘は、やや過剰な反応とも感じられた。
- 46) ITH/18/13.COM/10 第28段落によれば、ofからinへの変更を受け入れた締約国は8カ国中6カ国で、ofのままとした2件のうちの一つが「ジャマイカのレゲエ音楽」である。
- 47) ただし、評価機関は複数国による提案の可能性が十分に利用されていないとして、複数国による 提案を奨励している(ITH/18/13.COM/10 第34段落)。
- 48) たとえば、Reggae music to be protected by the UN. BBC News ウェブサイト, 2018年11月29日付, https://www.bbc.co.uk/news/entertainment-arts-46383617, 2019年2月21日閲覧

Topics of the Thirteenth Session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and Issues Raised through Discussions

Futagami Yoko

The Thirteenth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage was held from 26 November to 2 December, 2018 in Port Louis, Republic of Mauritius. During the session, 31 elements of intangible cultural heritage (ICH) were inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (Representative List) including Japan's nominated element "Raiho-shin, ritual visits of deities in masks and costumes." In addition, "Ssirum (wrestling) in the Democratic People's Republic of Korea" and "Ssireum, traditional wrestling in the Republic of Korea" which had been recommended to be inscribed on the Representative List by the Evaluation Body, these elements were integrated into one element named "Traditional Korean wrestling (Ssirum/Ssireum)" upon requests from both States Parties.

At this Committee, implementation of a dialogue mechanism between the Evaluation Body and the States Parties concerned during the evaluation process was discussed because some Committee Members strongly argued to adopt such mechanism. Main problem of the argument was that the Committee does not have the function to amend the Operational Directives. The Secretariat also pointed out it is not possible to change the recommendations of the Evaluation Body even if the States Parties concerned make clarification of their files after the Body drafted its evaluation. But, such dialogue was decided to implement on an experimental basis with a view to present possible amendment of the Operational Directives.

The Committee Members which are in favor of the dialogue does not seem to be so conscious about the difference of the structure and scale of the Advisory Bodies of the World Heritage Convention and the Evaluation Body of the ICH Convention. The dialogue would be difficult to implement in a similar way to the Advisory Bodies because of the difference. It is also seemed the dialogue is limited to provide information about a specific file, such dialogue would not be so beneficial to the States Parties to build their capacity to safeguard ICH in the long run.

In these circumstances, it is hoped that Japanese and other experienced experts and officers will be interested in providing their knowledge and skills to study and safeguard ICH to other States Parties for their capacity building and good implementation of the Convention.